

各位

兵庫県信用組合

### 普通預金および貯蓄預金のご利用の停止等にかかる期間について

一定の期間ご利用のない普通預金口座、貯蓄預金口座については、不正に入手されたうえ、犯罪に利用される事例が見受けられます。

このため、普通預金および貯蓄預金のお取引、ならびにキャッシュカードのご利用につきましては、次の期間、お客さまによるご利用のない場合には、預金取引を停止させていただく場合がありますので、お手元に長い間ご使用になっていない通帳・カードがございましたら、ご確認ください。

なお、預金取引が停止された預金口座について改めてご利用を希望される場合には、通帳・カードならびに本人確認資料をご持参のうえ、窓口へお申出ください。

#### ◇預金取引のご利用が停止される場合

以下の預金口座につきましては、ご利用を停止させていただくことがあります。なお、この場合、預入れ・払戻しのほか、振込入金、口座引落等ができなくなります。

「最終の預入れまたは払戻しから5年間利息決算以外の入出金がない残高10万円未満の預金口座」

#### ◇キャッシュカードのご利用が停止される場合

預金口座に関して最終の預入れまたは払戻しから5年間利息決算以外の入出金がない場合には、キャッシュカードの利用が停止となる場合があります。

詳しくは、窓口へお問合せください。